

# 【ひとり親家庭等自立促進計画】の進捗状況（令和5年度実績・令和6年度見込）

令和6年度第1回住民福祉審議会【資料2-5】

「第4期ひとり家庭等自立促進計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）

計画期間の総括(R2～R6年度)

個別施策	取組内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	所管課
------	------------	------	------	------	-----------	-----

## <基本目標1> 相談支援・情報提供の充実

### 1-1 相談支援の充実

① 母子・父子自立支援員による相談支援の充実	母子・父子自立支援員が、生活の基盤である就労相談、生活保護、子育てに関わる相談など生活全般の相談に応じ、当事者に寄り添いながら、さまざまな問題の解決に向けた適切な助言や情報提供を行います。	母子・父子自立支援員による母子・寡婦・父子相談を実施。 週4日 実相談件数 87件 延相談回数 388回	◆母子・父子自立支援員を「ひとり親家庭・女性支援員」に改称し、「困難な問題を抱える女性」への支援にも対応 ◆ひとり親・生活保護受給者・障害者等に対応する「就労支援員」を別に配置 ◆両支援員が連携し、ひとり親・寡婦・困難な問題を抱える女性への支援を実施	◆母子・父子自立支援員による母子・寡婦・父子相談を実施 ◆R6から母子・父子自立支援員を「ひとり親家庭・女性支援員」に改称し、「困難な問題を抱える女性」にも対応。ひとり親や生活保護受給者などに対応する就労支援員を別に配置。	ひとり親家庭・女性支援員と就労支援員が連携し、ひとり親・寡婦・困難な問題を抱える女性への支援を行っている	福祉推進課
	情報提供や情報共有を含め、より気軽に相談できるような手法について検討します。	オンラインでの相談予約を実施。 オンライン予約件数 3件	オンラインでの相談予約を実施	R4年度からひとり親家庭相談の「予約フォーム」を導入し、相談のWEB予約を開始	ひとり親家庭がより相談しやすいよう手法についてさらに検討を進める。	福祉推進課
② 民生委員児童委員等との連携	民生委員・児童委員、大阪府母子福祉推進委員、コミュニティーソーシャルワーカー(CSW)など、身近な地域の相談機関・窓口との連携を図り、早期からの相談支援に努めます。	相談内容に応じ、関係機関や庁内関係部局等と連携を図り、相談・支援事業の充実に努める。	相談内容に応じ、関係機関や庁内関係部局等と連携を図り、相談・支援事業の充実に努める。	相談内容に応じ、関係機関や庁内関係部局等と連携を図り、相談・支援事業の充実に努めた。	継続実施	福祉推進課
③ 生活困窮者自立支援法に基づく相談支援	生活に困窮しているひとり親家庭等に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関(社会福祉協議会に委託)による相談支援を行います。	生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を実施 ①自立相談支援 →受付80人、うちプラ作成31件・就労支援12人(就労者5人・増収者5人) ②家計相談支援 18件 ③住居確保給付金 2件 ④一時生活支援 1件 ⑤就労準備支援事業 0件 ⑥ひきこもり当事者・家族に対する相談支援を実施(不登校除く)	生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を実施	生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を実施 ※R2年度から「ひきこもりの当事者・家族に対する支援も開始 ※R3年度から、すぐには一般就労が難しい方に、コミュニケーション能力の向上や就労体験等の支援を行う「就労準備支援事業」を新たに開始	現状においても、現に困窮する人だけでなく、将来の不安や生きづらさを抱える人への幅広い支援を行っているが、今後検討する「重層的支援体制」において、どのように各機関と連携し、包括的な支援を充実していけるか検討が必要。	福祉推進課
④ 家庭児童相談の実施	家庭児童相談員が、虐待やしつけなど子育てに関するさまざまな相談に応じます。	子ども家庭支援員が子育てに関する相談に応じた。 児童虐待含む相談件数:450件	増加する相談件数に対応するため、要保護児童対策地域協議会の回数を増やし、システム運用により事務の効率化を図る。 R6年度中にふれあいセンター内に母子保健機能と児童福祉機能の連携による「(仮称)こどもすこやかセンター」を設置し、こどもの支援体制の更なる強化、連携や施策の充実を図っていく。(家庭児童相談の業務も新設課「(仮称)こども家庭課」に移る。	◆家庭児童相談を実施した。 ◆R6年度中に「(仮称)こどもすこやかセンター」を設置し、家庭児童相談等もその中で実施していく。	ふれあいセンターに設置する「(仮称)こどもすこやかセンター」において、母子保健機能と児童福祉機能が連携した支援を行う。	子育て支援課

## 【ひとり親家庭等自立促進計画】の進捗状況（令和5年度実績・令和6年度見込）

令和6年度第1回住民福祉審議会【資料2-5】

「第4期ひとり家庭等自立促進計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）				計画期間の総括(R2～R6年度)		所管課
個別施策	取組内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	
⑤ 妊娠期からの切れ目のない支援の実施	保健師による育児相談、保育士による子育て相談など、さまざまな機関で子どもに関する相談に応じます。	「こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)」を実施。 訪問実人数 207人	「こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)」を実施	「こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)」を実施	継続実施	すこやか推進課
	妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関による切れ目のない支援を行うため、「子育て世代包括支援センター」を設置します。	妊娠・出産・子育て相談専用電話での相談を実施。 相談延件数:116件	・妊娠・出産・子育て相談専用電話での相談を実施 ・R6年度中に子育て世代包括支援センター(母子保健機能)と児童福祉機能の組織としての一体的な運営による「(仮称)こどもすこやかセンター」を設置	令和2年10月から、妊娠期から出産、就学前までの子育て期までの切れ目のない相談窓口である「子育て世代包括支援センター」をいきいき健康課(現:すこやか推進課)内に設置	R6年度中にふれあいセンター内に母子保健機能と児童福祉機能の組織としての一体的な運営による「(仮称)こどもすこやかセンター」を設置し、支援体制の更なる強化、を図っていく。	すこやか推進課
⑥ 女性相談の実施	女性のあらゆる悩みについて相談に応じ、助言や必要な支援を行います。	女性相談を実施 相談件数 58件	女性相談を実施	女性相談を実施	R6から福祉推進課の「ひとり親家庭・女性支援員」が困難な問題を抱える女性への支援にも対応していることから、両部署でさらに連携して女性への支援を行っていく	人権文化センター
⑦ 法律相談の実施	法的解釈が必要な生活上の問題について、社会福祉協議会に委託して実施している法律相談において、弁護士や司法書士が相談に応じます。	弁護士・司法書士による法律相談を実施(社協委託) 相談件数 243件	弁護士・司法書士による法律相談を実施(社協委託)	弁護士・司法書士による法律相談を実施(社協委託)	継続実施	福祉推進課

# 【ひとり親家庭等自立促進計画】の進捗状況（令和5年度実績・令和6年度見込）

令和6年度第1回住民福祉審議会【資料2-5】

「第4期ひとり家庭等自立促進計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）				計画期間の総括(R2～R6年度)		所管課
個別施策	取組内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	

## 1-2 情報提供の充実

① 広報・ホームページ等を活用した情報提供の充実	ひとり親家庭の支援制度等について、広報しもとへの掲載回数を増やすなど、情報提供の充実に努めます。	ひとり親家庭への支援制度などを広報誌で周知。 →5月号・11月号ではひとり親家庭支援制度を1ページにまとめ、より見やすく制度がわかりやすくなるよう広報に掲載	ひとり親家庭への支援制度などを広報誌等で周知	ひとり親家庭への支援制度などを広報誌等で周知	継続実施	福祉推進課
	子育て相談窓口において、パンフレットやチラシ等を配置して、子育てに関する情報提供に努めるとともに、ホームページやSNS等、インターネット媒体や各種紙媒体を活用して利用しやすい情報提供の充実に努めます。	情報冊子の内容を新規事業の開始や変更に応じて情報収集し、適宜更新したものを掲載し、現状に合わせた情報の提供に努めた。	情報冊子の内容を新規事業の開始や変更に応じて情報収集し、適宜更新したものを掲載し、現状に合わせた情報の提供に努める。	情報冊子の内容を新規事業の開始や変更に応じて情報収集し、適宜更新したものを掲載し、現状に合わせた情報の提供に努めた。	継続実施	子育て支援課
	大阪府母子福祉センターをはじめとした関係機関の取組を盛り込むなど、ひとり親家庭の支援制度のパンフレットの内容を充実させるとともに、ホームページにも掲載します。	児童扶養手当の現況届の案内時に、支援制度の概要を記載したチラシを同封した。	児童扶養手当の現況届の案内時に、支援制度の概要を記載したチラシを同封	児童扶養手当の現況届の案内時に、支援制度の概要を記載したチラシを同封	継続実施	福祉推進課
	各種窓口でひとり親家庭の支援制度等の必要な情報を確実に入手できるよう努めます。	ひとり親家庭等の支援制度パンフレットを窓口等で配付、HPに掲載	ひとり親家庭等の支援制度パンフレットを窓口等で配付、HPに掲載	ひとり親家庭等の支援制度パンフレットを窓口等で配付、HPに掲載	継続実施	福祉推進課
		相談内容に応じ、大阪府立母子・父子福祉センターの養育費相談や養育費相談センターの利用を働きかけるとともに、必要に応じて公証役場を案内。また、養育費と面会交流に関する基礎知識講座について周知した。	相談内容に応じ、大阪府立母子・父子福祉センターの養育費相談や養育費相談センターの利用を働きかけるとともに、必要に応じて公証役場を案内。また、養育費と面会交流に関する基礎知識講座について周知する。	相談内容に応じ、大阪府立母子・父子福祉センターの養育費相談や養育費相談センターの利用を働きかけるとともに、必要に応じて公証役場を案内。また、養育費と面会交流に関する基礎知識講座について周知する。	継続実施	福祉推進課
	児童扶養手当現況届の提出案内の際に、支援制度のパンフレットを併せて送付します。	児童扶養手当の現況届の案内時に、支援制度の概要を記載したチラシを同封した。	児童扶養手当の現況届の案内時に、支援制度の概要を記載したチラシを同封	児童扶養手当の現況届の案内時に、支援制度の概要を記載したチラシを同封	継続実施	福祉推進課
② 養育費確保のための支援	離婚前相談では、養育費の確保や各種支援制度の利用などについて、必要な助言や情報提供を行います。	養育費確保支援事業の実施について検討し、予算要求	「養育費の履行確保等支援事業」を開始(公正証書の作成費用、養育費保証契約の保証料を助成)	R6から、「養育費の履行確保等支援事業」を開始(公正証書の作成費用、養育費保証契約の保証料を助成)	「養育費の履行確保等支援事業」を周知・活用し、養育費の取り決めや保証契約の利用等を支援していく。	福祉推進課
	養育費に関する相談支援を行う大阪府母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センターの利用を働きかけます。	相談内容に応じ、大阪府立母子・父子福祉センターの養育費相談や養育費相談センターの利用を働きかけるとともに、必要に応じて公証役場を案内。また、養育費と面会交流に関する基礎知識講座について周知する。	相談内容に応じ、大阪府立母子・父子福祉センターの養育費相談や養育費相談センターの利用を働きかけるとともに、必要に応じて公証役場を案内。また、養育費と面会交流に関する基礎知識講座について周知する。	相談内容に応じ、大阪府立母子・父子福祉センターの養育費相談や養育費相談センターの利用を働きかけるとともに、必要に応じて公証役場を案内。また、養育費と面会交流に関する基礎知識講座について周知した。	継続実施	福祉推進課

## 【ひとり親家庭等自立促進計画】の進捗状況（令和5年度実績・令和6年度見込）

令和6年度第1回住民福祉審議会【資料2-5】

## 「第4期ひとり家庭等自立促進計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）

## 計画期間の総括(R2～R6年度)

個別施策	取組内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	所管課
------	------------	------	------	------	-----------	-----

## &lt;基本目標2&gt; 子育て・教育支援の充実

## 2-1 子育て支援の充実

① 保育基盤の拡充	平成30年度に策定した「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づいて、待機児童の解消及び住宅開発に伴う就学前児童の増加に対応した保育基盤の整備を推進します。	令和5年度については、年間を通し待機児童が発生しなかった。基準の範囲内で認可定員を超えて児童を受け入れる弾力的運用の低減を図った。	引き続き、年間を通し待機児童が発生しないよう努める。なお、現時点(R6.6.1時点)まで待機児童は発生していない。	保育基盤整備により、R3に待機児童解消を達成した。	待機児童発生抑制及び基準の範囲内で定員を超えた受入れを行う弾力的運用の緩和を図る。	子育て支援課
② 保育所等の優先入所の実施	入所判定基準にひとり親家庭としての特別の配慮を行い、ひとり親家庭の保育所等の優先入所を実施します。	入所判定基準にひとり親家庭としての特別の配慮を行い、ひとり親家庭の保育所等の優先入所を実施した。12人	入所判定基準にひとり親家庭としての特別の配慮を行い、ひとり親家庭の保育所等の優先入所を実施する。	入所判定基準にひとり親家庭としての特別の配慮を行い、ひとり親家庭の保育所等の優先入所を実施した。	継続実施	子育て支援課
③ 病児・病後児保育への対応	大山崎町にある病児・病後児保育室を利用した際の利用料の助成を実施します。	事業終了	事業終了			子育て支援課
	町内での病児・病後児保育の実施についての方法を検討します。	町内の民間認定こども園にて病児保育事業を実施した。利用実績人数 68人	町内の民間認定こども園にて病児保育事業を実施する。利用見込人数 70人	R4から、町内の民間認定こども園において病児保育事業を開始した。	継続実施	子育て支援課
④ 延長保育の実施	町内の保育所等で実施している延長保育を継続して実施します。	午後7時までの延長保育を実施した。	午後7時までの延長保育を実施予定。	午後7時までの延長保育を実施した。	継続実施	子育て支援課
⑤ 一時保育の実施	保護者が病気や仕事などで子どもの世話が一時的に困難になった場合に、民間保育所で、保育所の入所要件を満たさない子どもの預かりを実施します。	保育所の入所要件を満たさない保護者の就労・就学・傷病または私的理理由などのため、一時的に家庭で保育することが困難となった児童を預かった。利用延児童数 1,348人	保育所の入所要件を満たさない保護者の就労・就学・傷病または私的理理由などのため、一時的に家庭で保育することが困難となった児童を預かる。	保育所の入所要件を満たさない保護者の就労・就学・傷病または私的理理由などのため、一時的に家庭で保育することが困難となった児童を預かった。	継続実施	子育て支援課
⑥ 学童保育室の充実	ひとり親家庭の児童の優先入室を推進します。	ひとり親家庭については優先して入室できるよう図る。(令和6年3月1日時点)入室児童数 543人(49人)()はひとり親児童数	ひとり親家庭については優先して入室できるよう図る。	ひとり親家庭については優先して入室できるよう図った。	継続実施	教育総務課
	障害がある児童の利用年限拡大などを継続して実施します。	障害のある児童については、小学校卒業まで利用年限を拡大した。	障害のある児童については、小学校卒業まで利用年限を拡大している。	障害のある児童については、小学校卒業まで利用年限を拡大した。	継続実施	教育総務課
⑦ 日常生活支援事業の実施	一時的な疾病等により家事や育児が困難になった場合に、家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。	児童の預かり等の相互援助活動を行う子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を実施した。利用件数 818件	児童の預かり等の相互援助活動を行う子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を実施する。	児童の預かり等の相互援助活動を行う子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を実施した。	継続実施	福祉推進課
	家庭生活支援員(ヘルパー)の登録者を増やすよう努めます。	町広報誌にファミリー・サポート・センター記事を掲載し、提供会員の増員に努めた。	広報誌にファミリー・サポート・センター記事を掲載し、提供会員の増員に努める。	町広報誌にファミリー・サポート・センター記事を掲載し、提供会員の増員に努めた。	継続実施	福祉推進課

# 【ひとり親家庭等自立促進計画】の進捗状況（令和5年度実績・令和6年度見込）

令和6年度第1回住民福祉審議会【資料2-5】

「第4期ひとり家庭等自立促進計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）			計画期間の総括(R2～R6年度)			
個別施策	取組内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	所管課
⑧ ファミリー・サポート・センター事業の実施	児童の預かり等の、育児の手助けをしてほしい人(依頼会員)とした人(提供会員)が相互援助活動を行う子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を実施します。提供会員の確保に努めます。	児童養護施設で一時的に子どもを預かる短期入所生活援助事業(ショートステイ)を実施した。 利用者数 3人 利用延日数 11日	児童養護施設で一時的に子どもを預かる短期入所生活援助事業(ショートステイ)を実施する。	ショートステイ事業を実施した。	継続実施	子育て支援課
		児童養護施設で生活指導等を行う夜間養護等事業(トワイライトステイ)を実施した。 利用者数 0人 利用延日数 0日	児童養護施設で生活指導等を行う夜間養護等事業(トワイライトステイ)を実施する。	トワイライトステイを実施した。	継続実施	子育て支援課
⑨ 短期入所生活援助事業等の実施	保護者が病気や仕事などで子どもの世話が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で一時的に子どもを預かる短期入所生活援助事業(ショートステイ)を実施します。	児童養護施設で一時的に子どもを預かる短期入所生活援助事業(ショートステイ)を実施した。 利用者数 3人 利用延日数 11日	児童養護施設で一時的に子どもを預かる短期入所生活援助事業(ショートステイ)を実施する。	ショートステイ事業を実施した。	継続実施	子育て支援課
	保護者の仕事が恒常的に夜間にわたる場合などに、児童養護施設等で生活指導等を行う夜間養護等事業(トワイライトステイ)を実施します。	児童養護施設で生活指導等を行う夜間養護等事業(トワイライトステイ)を実施した。 利用者数 0人 利用延日数 0日	児童養護施設で生活指導等を行う夜間養護等事業(トワイライトステイ)を実施する。	トワイライトステイを実施した。	継続実施	子育て支援課

## 2-2 教育支援の充実

① 学習支援事業の実施	生活に困窮しているひとり親世帯の、学習に困っている子どもに対し、学習支援を実施します。	人権文化センターで実施されている「学習支援の場」等を紹介した。	人権文化センターで実施されている「学習支援の場」等を紹介	人権文化センターで実施されている「学習支援の場」等を紹介した。	ニーズ等を踏まえながら、ひとり親家庭や生活困窮世帯等を対象とした学習支援事業の実施について検討する。	福祉推進課
	少人数指導や習熟度指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実などを進めます。	少人数習熟度指導、補習等を実施するために、教職員の指導体制を整え、学習支援としての、きめ細やかな指導を行った。	引き続き、少人数習熟度指導、補習等を実施するために、教職員の指導体制を整え、個に応じた学習支援を行う。	少人数習熟度指導、補習等を実施するために、教職員の指導体制を整え、個に応じた学習支援を行った。	ニーズを把握しつつ、児童生徒の課題に正対した取組を小中学校で継続していく。	教育推進課
② 就学援助の実施	経済的理由により子どもの就学に困っている保護者を対象に、学用品費や学校給食費等を援助します。	学用品費や学校給食費等の就学援助を実施した。 (令和6年3月末時点) 140世帯(ひとり親世帯66世帯) 245人(88人) ( )はひとり親児童数	学用品費や学校給食費等の就学援助を実施	学用品費や学校給食費等の就学援助を実施した。	引き続き、学用品費や学校給食費等の就学援助を実施する。	教育総務課
③ 奨学金の貸付等の情報提供	進学に必要な教育資金について、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付制度や、給付型奨学金・減免制度などの情報を提供し、経済的不安の軽減に努めます。	奨学金等教育資金対象者の実態を把握し、情報の提供に努めた。	奨学金等教育資金対象者の実態を把握し、情報の提供に努める。	奨学金等教育資金対象者の実態を把握し、情報の提供に努めた。	継続実施	福祉推進課 教育総務課
		教育センターにおいて「教育相談」を実施した。また、各小中学校に配置しているスクールソーシャルワーカーが、必要に応じて情報提供を行った。	引き続き、教育センターにおいて「教育相談」を実施するとともに、スクールソーシャルワーカーが、必要に応じて情報提供を行う。	教育センターにおいて「教育相談」を実施した。また、各小中学校に配置しているスクールソーシャルワーカーが、必要に応じて情報提供を行った。	今後も継続して、教育相談体制の充実とスクールソーシャルワーカーの有効的活用を推進する。	教育推進課

【ひとり親家庭等自立促進計画】の進捗状況（令和5年度実績・令和6年度見込）

令和6年度第1回住民福祉審議会【資料2-5】

「第4期ひとり家庭等自立促進計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）			計画期間の総括（R2～R6年度）			
個別施策	取組内容（計画記載）	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	所管課

<基本目標3> 生活支援の充実

3-1 経済的支援の充実

① 児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の親に対し、児童扶養手当制度に関する情報提供を行いながら、適正な給付業務を実施します。	児童扶養手当支給事務を実施 受給者157人 (全部支給72、一部支給85)	児童扶養手当支給事務を実施	児童扶養手当支給事務を実施	継続実施	福祉推進課
② ひとり親家庭等児童福祉金の支給	ひとり親家庭等の児童に対し、生活の安定と児童の福祉を増進することを目的として、福祉金の給付業務を実施します。	「ひとり親家庭等児童福祉金」を支給（非課税世帯） 児童139人・96世帯	「ひとり親家庭等児童福祉金」を支給（非課税世帯）	R2年度から「ひとり親家庭等児童福祉金」を見直し、対象を住民税非課税世帯とし、支給額を増額	今後、「ひとり親家庭等児童福祉金」の対象要件・金額等の見直しを検討（進学支援等への特化・支給額の増額等）	福祉推進課
③ 母子・父子・寡婦福祉資金に関する相談支援	ひとり親家庭及び寡婦の生活安定と子どもの福祉の増進を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する相談支援を行います。	母子・父子自立支援員による貸付相談・受付等を実施。 貸付相談者数 7人 貸付相談回数 10回 貸付決定件数 1件(1人)	母子・父子自立支援員による貸付相談・受付等を実施	母子・父子自立支援員による貸付相談・受付等を実施	給付型奨学金の拡大により相談件数は減っているが、奨学金を申し込んでいない、利用できない等の事情を抱える世帯もあることから、継続して相談支援を行う。	福祉推進課
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供に努めます。	8月の児童扶養手当現況届提出案内送付時のチラシ及び広報で、福祉資金貸付制度の周知を実施。	8月の児童扶養手当現況届提出案内送付時のチラシ及び広報で、福祉資金貸付制度の周知を実施	8月の児童扶養手当現況届提出案内送付時のチラシ及び広報で、福祉資金貸付制度の周知を実施	継続実施	福祉推進課
④ 生活福祉資金貸付制度の情報提供	社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の情報提供に努め、社会福祉協議会と連携した支援を行います。	相談内容に応じ、教育資金等生活福祉資金の情報提供を行い、社会福祉協議会につないでいる。	相談内容に応じ、教育資金等生活福祉資金の情報提供を行い、社会福祉協議会につないでいる。	相談内容に応じ、教育資金等生活福祉資金の情報提供を行い、社会福祉協議会につないでいる。	継続実施	福祉推進課

3-2 医療・住宅支援の充実

① ひとり親家庭への医療費助成の実施	ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、医療を受けやすくするため、医療費の一部を助成します。	「ひとり親家庭医療費助成」を実施 受給者370人	「ひとり親家庭医療費助成」を実施 ※R6年7月から子ども医療を18歳まで拡大するため、ひとり親医療の所得制限超過世帯も助成対象となる。	「ひとり親家庭医療費助成」を実施 ※R6年7月から子ども医療を18歳まで拡大するため、ひとり親医療の所得制限超過世帯も助成対象となる。	継続実施	福祉推進課
② 母子生活支援施設の活用	母子家庭の状況により、必要と判断した場合には母子生活支援施設への入所措置を行います。	「母子生活支援施設」の入所措置を実施 入所者2人・1世帯	「母子生活支援施設」の入所措置を実施	母子生活支援施設への入所措置を実施	継続実施	福祉推進課
	DVからの避難などさまざまな事情で入所した母子家庭に対し、心身と生活を安定させるための相談援助を進めながら自立を支援します。	相談内容等に応じ、適宜施設の紹介等を行う。 施設利用 1件	相談内容等に応じ、適宜施設の紹介等を行う。	相談内容等に応じ、適宜施設の紹介等を行う。	継続実施	福祉推進課

# 【ひとり親家庭等自立促進計画】の進捗状況（令和5年度実績・令和6年度見込）

令和6年度第1回住民福祉審議会【資料2-5】

「第4期ひとり家庭等自立促進計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）				計画期間の総括(R2～R6年度)		
個別施策	取組内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	所管課
③ 公営住宅における優先入居等の推進	町営緑地公園住宅のあき家待ち入居募集の抽選時に、ひとり親家庭の抽選回数を2回とする倍率優遇方式による優先入居を実施します。	町営緑地公園住宅の臨時募集及びあき家待ち入居募集の抽選時に、倍率優遇方式を採用し、ひとり親家庭の抽選回数を2回にすることで、優先入居の促進に努めた。	町営緑地公園住宅の臨時募集及びあき家待ち入居募集の抽選時に、倍率優遇方式を採用し、ひとり親家庭の抽選回数を2回にすることで、優先入居の促進に努める。	町営緑地公園住宅の臨時募集及びあき家待ち入居募集の抽選時に、倍率優遇方式を採用し、ひとり親家庭の抽選回数を2回にすることで、優先入居の促進に努めた。	継続実施	都市計画課
	府営住宅の入居募集に関する情報提供を行います。	府営住宅の募集案内を役場に設置するとともに、相談時に府営住宅への転居を希望意思が表明した相談者に対し、募集案内情報を随時提供。	府営住宅の募集案内を役場に設置するとともに、相談時に府営住宅への転居を希望意思が表明した相談者に対し、募集案内情報を随時提供。	府営住宅の募集案内を役場に設置するとともに、相談時に府営住宅への転居を希望意思が表明した相談者に対し、募集案内情報を随時提供。	継続実施	福祉推進課
④ 住居確保給付金による住居の確保	離職により住居を失った方、そのおそれのある方に住居確保給付金を支給し、住居の確保につなげるとともに、就労支援など自立に向けた支援を行います。	離職や収入減により住居を喪失した方、その恐れのある方に家賃を支給し再就職を支援する住宅支援給付事業を実施。 支給件数:2件(うちひとり親等1件)	離職や収入減により住居を喪失した方、その恐れのある方に家賃を支給し再就職を支援する住宅支援給付事業を実施	離職や収入減により住居を喪失した方、その恐れのある方に家賃を支給し再就職を支援する住宅支援給付事業を実施	継続実施	福祉推進課
⑤ 住宅支援	住宅支援として、大阪府を通じて、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金(住宅の補修等に必要な資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付を行います。	相談内容に応じて、住宅にかかる母子父子寡婦福祉資金貸付制度について情報提供を行った。	相談内容に応じて、住宅にかかる母子父子寡婦福祉資金貸付制度について情報提供を行っている。	相談内容に応じて、住宅にかかる母子父子寡婦福祉資金貸付制度について情報提供を行った。	継続実施	福祉推進課

## <基本目標4> ワークライフバランスの実現

### 4-1 就労支援の強化

① 母子・父子自立支援員による就労支援の実施	ハローワークへの同行など、母子・父子自立支援員による就労支援を行います。	母子家庭の母等からの求職や資格取得の相談に対応するとともに、ハローワークへの同行など就労支援を実施。 求職相談者数 14人 求職相談回数 78回 資格取得相談者数 1人 資格取得相談回数 10回	◆R6から別に選任の就労支援員を配置(ひとり親・生活保護受給者・障害者等に対応) ◆母子・父子自立支援員は「ひとり親家庭・女性支援員」に解消し、困難な問題を抱える女性への支援にも対応(両支援員が連携して支援を行う)	◆R6から別に就労支援員を配置(ひとり親・生活保護受給者・障害者等に幅広く対応) ◆母子・父子自立支援員は「ひとり親家庭・女性支援員」に解消し、困難な問題を抱える女性への支援にも対応(両支援員が連携して支援を行う)	ひとり親・女性支援員と就労支援員が連携してひとり親等への支援を実施していく。	福祉推進課
	ハローワーク職員による役場での巡回相談への参加を促すなど、関係機関と連携して実際の就労に結びつくための支援を行います。	児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラム・就労支援を実施 対象者:10人	児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラム・就労支援を実施	児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラム・就労支援を実施	児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラム・就労支援を実施	継続実施
② 自立支援プログラム策定事業の実施	児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラムを個別に作成し、きめ細やかな就労支援を行います。	必要に応じて、ひとり親家庭の子どもの進路選択に関する情報提供や就労支援を実施。	必要に応じて、ひとり親家庭の子どもの進路選択に関する情報提供や就労支援を実施。	必要に応じて、ひとり親家庭の子どもの進路選択に関する情報提供や就労支援を実施。	継続実施	福祉推進課
③ 子どもの就労支援	子どもの進路選択や将来の就職に向けた相談支援や就業情報の提供などを行います。	必要に応じて、ひとり親家庭の子どもの進路選択に関する情報提供や就労支援を実施。	必要に応じて、ひとり親家庭の子どもの進路選択に関する情報提供や就労支援を実施。	必要に応じて、ひとり親家庭の子どもの進路選択に関する情報提供や就労支援を実施。	継続実施	福祉推進課

【ひとり親家庭等自立促進計画】の進捗状況（令和5年度実績・令和6年度見込）

令和6年度第1回住民福祉審議会【資料2-5】

「第4期ひとり家庭等自立促進計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）				計画期間の総括（R2～R6年度）		所管課
個別施策	取組内容（計画記載）	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	
④ その他の就労支援・就労促進	生活に困窮しているひとり親家庭等に対し、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援を行います。	生活困窮者自立支援法に基づく就労支援を実施。 ⇒就労支援12人 (就労者5人・増収者5人)	生活困窮者自立支援法に基づく就労支援を実施	生活困窮者自立支援法に基づく就労支援を実施	継続実施	福祉推進課
	就職困難者を対象とした地域就労支援事業を実施し、地域での就労支援を実施します。	地域就労支援事業(人権まちづくり協会に委託)として、毎週火・金曜日に地域就労支援相談を実施した。 求職相談者数:18名 求職相談回数:45回 就職者数:3名	地域就労支援事業(人権まちづくり協会に委託)として、毎週火・金曜日に地域就労支援相談を実施。	地域就労支援事業(人権まちづくり協会に委託)として、毎週火・金曜日に地域就労支援相談を実施。	引き続き関係機関と連携し、就労支援を実施する。	にぎわい創造課
	三島地域の三市一町合同就職フェアを開催し、地元での就労を促進します。	近隣自治体と合同で就職フェアを開催するとともに、ハローワークなどの関係機関と連携を図り、求人情報の提供に努めるなど、雇用・就労に向けた取組を進める。 三市一町合同就職フェア 開催場所:高槻市 参加企業:24社(うち町内事業所1)	近隣自治体と合同で就職フェアを開催するとともに、ハローワークなどの関係機関と連携を図り、求人情報の提供に努めるなど、雇用・就労に向けた取組を進める。	近隣自治体と合同で就職フェアを開催するとともに、ハローワークなどの関係機関と連携を図り、求人情報の提供に努めるなど、雇用・就労に向けた取組を進めた。	継続実施	にぎわい創造課

4-2 能力向上への支援

① 高等職業訓練促進給付金の支給	看護師など、就職に有利かつ経済的自立に効果が高い資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため給付金を支給します	養成機関で訓練を受けている母子家庭の母に、高等技能訓練促進費を支給。 支給対象者 4人	養成機関で訓練を受けている母子家庭の母に、高等技能訓練促進費を支給	養成機関で訓練を受けている母子家庭の母に、高等技能訓練促進費を支給	継続実施	福祉推進課
② 自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の親が指定講座を受講した場合に、講座修了後に給付金を支給します	自立支援教育訓練給付を実施 相談件数 1件 支給件数 0件	自立支援教育訓練給付を実施	自立支援教育訓練給付を実施	就労や増収に関する相談対応時に、本制度の周知を行い、利用の促進に努める。	福祉推進課
③ 就業資格取得促進事業の実施	町独自の支援策として、自動車運転免許など、就労に結びつきやすい資格取得に要した費用の一部を助成します。	就労に結びつきやすい資格取得費用を助成 相談件数 0件 利用件数 0件	就労に結びつきやすい資格取得に要した費用の一部を助成	就労に結びつきやすい資格取得に要した費用の一部を助成	就労や増収に関する相談対応時に、本制度の周知を行い、利用の促進に努める。	福祉推進課
④ 就労に関する情報提供の充実	大阪府母子家庭就業・自立支援センターが行う講習会など、能力向上の機会について情報提供を行います。 ハローワークの求職者支援訓練や各種助成金について情報を提供し、就職に必要な技能や知識の習得、訓練機会の提供などを促進します	広報への掲載や、パンフレットの設置等により、就業支援講習会等の情報提供に努めた。	広報への掲載や、パンフレットの設置等により、就業支援講習会等の情報提供に努める。	広報への掲載や、パンフレットの設置等により、就業支援講習会等の情報提供に努めた。	継続実施	福祉推進課
		ハローワークの求職者支援訓練や各種助成金について情報提供し、能力向上を支援。	ハローワークの求職者支援訓練や各種助成金について情報提供し、能力向上を支援。	ハローワークの求職者支援訓練や各種助成金について情報提供し、能力向上を支援。	継続実施	福祉推進課
⑤ 親の学び直しの支援	ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します	ひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援事業を実施 相談者0名	ひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援事業を実施	高校卒業程度認定試験合格のため講座費用の助成を行う「ひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援」を実施	広報等で周知するとともに制度の該当者からの相談に対し適切に対応する。	福祉推進課

【ひとり親家庭等自立促進計画】の進捗状況（令和5年度実績・令和6年度見込）

令和6年度第1回住民福祉審議会【資料2-5】

「第4期ひとり家庭等自立促進計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）

計画期間の総括(R2～R6年度)

個別施策	取組内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	所管課
① ワークライフバランスに関する広報・啓発	ワークライフバランスの趣旨や重要性について、広報しまもとへの掲載や講座の開催を通じ、住民や事業所に周知・啓発するとともに、情報提供に努めます。	北摂4市1町でワークルールセミナーを合同開催した。時間外労働の削減、年次有給休暇取得などの働き方改革などについて解説し、ワークライフバランスの啓発を行った。	北摂4市1町で働く人・雇用する人のためのお役立ちセミナーを合同開催する。時間外労働の削減、年次有給休暇取得などの働き方改革などについて解説し、ワークライフバランスの啓発を行う。	北摂4市1町でワークルールセミナーを合同開催した。時間外労働の削減、年次有給休暇取得などの働き方改革、男性の育児休業促進などについて解説し、ワークライフバランスの啓発を行った。	講座の集客数の減少が続いていることから、情報提供方法の見直しを必要に応じて行う。	にぎわい創造課
② 企業等への働きかけ	非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金の活用を働きかけます。	関係団体からのチラシを配架し広報を行った。	関係団体からのチラシを配架し広報を行う。	関係団体からのチラシを配架し広報を行った。	継続実施	にぎわい創造課
	特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の活用を働きかけます。	関係団体からのチラシを配架し広報を行った。	関係団体からのチラシを配架し広報を行う。	関係団体からのチラシを配架し広報を行った。	継続実施	にぎわい創造課

4-3 働き方の見直し促進

<基本目標5> 啓発・交流の推進

5-1 啓発の推進

① 人権啓発等の推進	一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、啓発等の取組を進めます。	「しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会を目指す計画～(改定版)」に基づき、啓発等の取組を実施。次期計画策定を行った。	「第3期しまもとスマイルプラン」に基づき事業を開始	R5年度末に「第3期しまもとスマイルプラン」を策定(R6開始)	「第3期島本町男女共同参画社会を目指す計画」を策定し啓発等の取組を実施予定。	人権文化センター
	ひとり親家庭等が社会を構成するさまざまな家族の形態として認識され、地域でいきいきと生活ができるよう、啓発等の取組を進めます。	人権に関する啓発を実施。	人権に関する啓発を実施。	人権に関する啓発を実施。	人権に関する啓発を実施。	継続して人権に関する啓発を実施する。
② 児童虐待防止の取組	11月の児童虐待防止月間において、子どもの虐待を広く知らせ、虐待防止に向けて、オレンジリボン運動を展開するとともに啓発等の取組を行います。	広報誌、町ホームページ及び子育て関連事業を掲載した情報誌等様々な媒体を活用し、啓発を実施した。	広報誌、町ホームページ及び子育て関連事業を掲載した情報誌等様々な媒体を活用し、啓発を実施した。	広報誌、町ホームページ及び子育て関連事業を掲載した情報誌等様々な媒体を活用し、啓発を実施した。	継続実施	子育て支援課
	家庭児童相談員への通告に加え、育児相談等関係部局などからの情報により、虐待の発生予防や早期発見・早期対応に努めます。	母子保健部局であるすこやか推進課との合同会議に参加し、アセスメントを早期に合同で実施することで、虐待の発生予防や早期発見、早期対応に努めた。	母子保健部局であるすこやか推進課との合同会議に参加し、アセスメントを早期に合同で実施することで、虐待の発生予防や早期発見、早期対応に努めた。	すこやか推進課及び福祉推進課と情報共有・対応連携を図り、早期発見や未然予防について対応に努めた。	継続実施	子育て支援課
③ 配偶者からの暴力(DV)・デートDV防止の取組	DVやデートDVの実態や問題点などに関して理解を深め、DVやデートDVを許さないという意識を広く共有できるよう、広報やリーフレットなどを通じ積極的に啓発を行います。	住民のDVに対する認識を深めるため、広報への記事掲載やパンフレットの設置により啓発を実施。女性に対する暴力をなくす運動期間に、パープルリボンの着用を促し、啓発マスクやキーホルダー等啓発物品を配布したほか様々な啓発展示を実施した。	住民のDVに対する認識を深めるため、広報への記事掲載やパンフレットの設置等により啓発を実施	住民のDVに対する認識を深めるため、広報への記事掲載やパンフレットの設置により啓発を実施	「男女共同参画推進計画」に基づき、啓発等の取組を実施する。啓発効果を高めるため、SNSの活用や他のイベント時に合わせて周知するなど、今後も工夫をしていく予定である。	人権文化センター
	これらの被害当事者に対しては、関係機関と連携し、保護やその後の自立に向けた支援を行います。	DV相談に対応し、被害当事者に対して関係機関と連携の上、保護やその後の自立に向け支援。	DV相談に対応し、被害当事者に対して関係機関と連携の上、保護やその後の自立に向け支援。	DV相談に対応し、被害当事者に対して関係機関と連携の上、保護やその後の自立に向け支援。	DV相談に対応し、被害当事者に対して関係機関と連携の上、保護やその後の自立に向け支援。	継続実施

【ひとり親家庭等自立促進計画】の進捗状況（令和5年度実績・令和6年度見込）

令和6年度第1回住民福祉審議会【資料2-5】

「第4期ひとり家庭等自立促進計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）

計画期間の総括(R2～R6年度)

個別施策	取組内容(計画記載)	R5実績	R6見込	主な成果	今後の課題・方向性	所管課
------	------------	------	------	------	-----------	-----

5-2 交流の推進

① 母子寡婦福祉会への支援	町内在住の母子家庭や寡婦で構成される当事者団体である母子寡婦福祉会に補助金を交付し、親睦会やイベントでの交流をはじめとした活動を支援します。	母子寡婦福祉会に対し、庁舎及びふれあいセンターでの売店の運営を許可し、母子寡婦福祉会の活動を支援。	母子寡婦福祉会に対し、庁舎及びふれあいセンターでの売店の運営を許可し、母子寡婦福祉会の活動を支援。	母子寡婦福祉会に対し、庁舎及びふれあいセンターでの売店の運営を許可し、母子寡婦福祉会の活動を支援。	継続実施	福祉推進課
② 当事者交流の機会の提供の検討	他市町村での実施事例などを調査し、当事者同士で相談や情報共有できる機会や場を作るための手法を検討します。	広報においてひとり親家庭への各種支援を一括して掲載したページに、母子寡婦福祉会で実施している交流事業について周知を実施。また、児童扶養手当現況届に同封したひとり親支援の制度案内において、母子寡婦福祉会の交流事業などを紹介。	広報においてひとり親家庭への各種支援を一括して掲載したページに、母子寡婦福祉会で実施している交流事業について周知を実施。また、児童扶養手当現況届に同封したひとり親支援の制度案内において、母子寡婦福祉会の交流事業などを紹介。	広報においてひとり親家庭への各種支援を一括して掲載したページに、母子寡婦福祉会で実施している交流事業について周知を実施。また、児童扶養手当現況届に同封したひとり親支援の制度案内において、母子寡婦福祉会の交流事業などを紹介。	引き続き他自治体の実施状況を確認する。また、相談対応時などに母子寡婦福祉会の紹介を行っていく。	福祉推進課